

年度更新・算定・扶養者チェック

いつもお世話になっております。

1年も早いもので、もう半分か経過しようとしていますね。テレビ・ドラマを見ていると、先週見たドラマがやっていて、え？もう1週間経過したのか!!と驚きます。

さて、弊社でも1年に1回の業務がやってきました。
【労働保険の年度更新】 7/1 申告期限

4/1～3/31に支払われる賃金の総額に、事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定し、労働保険料を申告する。

【算定基礎届】 7/1 申告期限

すでに決定している社会保険の標準報酬月額額に大きな差が出ないように毎年1回報酬月額を見直すための届出

【被扶養者資格の再確認】 7月末日の期限

就職などされて、扶養でなくなっているのに、扶養者になっていないか(年続きが漏れていないか)などの確認です。

⑤

社労士が携わる業務ですが、提出期限が同じタイミングというのは本当に困ったものです。

その前年続きしたばかりなのに…早い!と感じる一方年続きの流れに関して思い出すのは、遠い昔…と感じます(;>>)

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。